

## 訪問看護ステーション ハートケア指定（介護予防）訪問看護事業運営規程

### （事業の目的）

第 1 条 訪問看護ステーション ハートケア（以下「本事業所」という）において実施する指定（介護予防）訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定（介護予防）訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）訪問看護の提供を確保することを目的とする。

### （運営の方針）

第 2 条 本事業所が実施する指定（介護予防）訪問看護は、利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの防止に資するよう目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定（介護予防）訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 5 指定（介護予防）訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な

指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報提供を行うものとする。

- 6 前 5 項のほか、「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」に定める内容を厳守し、事業を実施するものとする。
- (事業所の名称等)

第 3 条 指定（介護予防）訪問看護の事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーション ハートケア  
(2) 所在地 兵庫県尼崎市南武庫之荘 2 丁目 4 番 12 号 302 号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 本事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者： 看護師若しくは 保健師 1 名（常勤職員）  
管理者は、主治医の指示に基づき、本事業所の従業員に対し、適切な指定（介護予防）訪問看護の実施に関し厳守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員：保健師、看護師又は準看護師 常勤換算 2.5 名以上（内、常勤 1 名以上）

看護師等は、主治医の指示書と居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」という。）

に沿って（介護予防）訪問看護計画書及び実施事項等を（介護予防）訪問看護報告書として作成（準看護師を除く）し、指定（介護予防）訪問看護の提供

にあたる。

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適當数※必要に応じて雇用する。

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。

(ただし、12月31日から1月2日までを除く)

(2) 営業時間：平日 午前8時45分から午後5時30分までとする。(45分の休憩時間あり)

(3) サービス提供時間：午前9時から午後5時30分

(4) 連絡体制：電話等により、24時間常時対応が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応  
ができる体制とする。

(指定(介護予防)訪問看護の内容)

第6条 本事業所で行う指定(介護予防)訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図る

よう妥当適切に行うこと目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) (介護予防) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供

利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供する。

(2) (介護予防) 訪問看護計画書に基づく指定 (介護予防) 訪問看護の実施

(3) (介護予防) 訪問看護報告書の作成

(4) 主治医等関係者への情報提供

(利用料等)

第 7 条 指定 (介護予防) 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基

準によるものとし、当該指定 (介護予防) 訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた支払いを受けるものとする。

2 交通費を無料とする。

3 キャンセル料について、利用予定日の前日までに申し出があった場合は無料とし、利用予定日の前日までに申し出がなかった場合には利用者負担額の全額を徴収する。

4 前 3 項の利用料等の支払いを受けた時は、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

5 指定 (介護予防) 訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、尼崎市全域・西宮市（西宮北口まで）・伊丹市（山陽新幹線より南）とする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 指定（介護予防）訪問看護を実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたと

きは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等

の適切な処置を行うとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送

等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、

当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要

な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合に

は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事故の発生又は再発防止に向けた指針の作成を行うものとする。

5 定期的に、事故の発生又はその再発防止について、事業所の従業者に対して研修を行うものと

する。

(衛生管理等)

第 10 条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備

品等の衛生管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第 11 条 指定（介護予防）訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応

するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定（介護予防）訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定（介護予防）訪問看護に係る利用者からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

## 第12条

1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をはかる。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
  - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従事者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町

村に通報するものとする。

(暴力団の排除)

第 13 条 事業者及び管理者は暴力団員等でないものとする。また、運営が暴力団等の支配を受けないものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条 本事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修：採用後 1 ヶ月以内

(2) 繼続研修：適宜

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供をさせないものとする。

5 本事業所は、指定（介護予防）訪問看護に関する諸記録を整理し、その完結の日から最低 5 年間は保存するものとする。

附則

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

平成 26 年 1 月 9 日改定。

平成 28 年 10 月 16 日改定。

平成 29 年 11 月 15 日改定。

平成 31 年 3 月 10 日改定。

令和 1 年 7 月 1 日改定。

令和 4 年 11 月 24 日改定。

令和 7 年 3 月 8 日改定。